

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記者発表資料 平成18年11月9日 こども青少年局こども家庭課長 田中 博章 TEL671-2364

児童扶養手当 支給決定通知書の誤送付について

1 概要

児童扶養手当の支給決定通知書を11月7日に発送したところ、11月9日に、他の人の通知書が混入しているとのことで、区役所へ支給決定通知書をお持ちいただきました。その場で誤送付した支給決定通知書を受け取り、謝罪いたしました。今後、早急に本来の対象者へ支給決定通知書をお届けし、あらためて謝罪する予定です。

2 誤送付のあった件数 1件 (参考：総発送件数 149件)

3 記載されている個人情報

氏名、住所、証書番号、支給停止期間、支給停止額(月額)、所得額、手当月額

4 経過及び今後の対応

- ① 11月7日(火) ・こども家庭課の職員が、児童扶養手当の証書及び支給決定通知書の封入・封緘作業を手作業で行い、149通を発送しました。
- ② 11月9日(木) ・午前11時15分、A様が自分宛ての封筒の中に、B様の通知書が混入していたと栄区役所へ持参されました。
・A様に謝罪し、通知書を回収いたしました。
・午後2時30分、こども家庭課担当係長がB様へ電話連絡し、謝罪を行いました。
- ③ 早急に、B様宅に伺い、あらためて謝罪する予定です。

5 誤送付の原因

児童扶養手当の支給決定通知書については、手作業で窓開き封筒に封入・封緘しております。封入後、封緘する前に封入物の確認をしておりますが、その際に見落とししたものです。

6 再発防止について

封入・封緘作業時のチェックをさらに徹底し、再発防止に努めてまいります。